

貯金口座のご利用停止等にかかる期間について

当会では、令和6年11月1日（金）より貯金口座の不正利用防止等への対応として、以下の期間においてお客様によるご利用のない場合は、貯金取引を停止または貯金口座を解約させていただくことがございますので、お手元に長い間ご使用になっていない通帳、カードがございましたら、最終取引の時期をご確認ください。

なお、貯金取引を停止させていただいた貯金口座について改めてご利用を希望される場合は、所定の手続きにより対応させていただきますので、お取引のある店舗にお問い合わせください。

【取引停止等にかかる期間】

1. キャッシュカードの利用が停止される場合
 - ・残高にかかわらず、最終の預入れまたは払戻しから2年間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座
2. 貯金取引が停止される場合
 - ・上記「1」と同様
3. 貯金口座が解約となる場合
 - ・残高0円で、最終の預入れまたは払戻しから3年間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座
 - ・残高にかかわらず、最終の預入れまたは払戻しから10年間、入出金（利息決算や未利用口座管理手数料の引き落としを除く）がない貯金口座

貯金取引が停止または貯金口座が解約されると、預入れ・払戻し（キャッシュカードのご利用も含まれます）のほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなります。

○対象となる貯金規定等は以下のとおりです。

| 規定名称 | 該当条項 |
|--------------------|---------|
| 普通貯金規定 | 第14条第4項 |
| 総合口座取引規定 | 第16条第5項 |
| 普通貯金無利息型（決済用）規定 | 第14条第4項 |
| 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 | 第16条第5項 |
| 貯蓄貯金規定 | 第15条第4項 |
| カード規定 | 第15条第3項 |
| 法人用カード規定 | 第15条第3項 |